

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	佐賀県指令 7建第41号
指 定 の 有 効 期 間	令 和 7 年 5 月 2 1 日 か ら 令 和 1 2 年 5 月 2 0 日 ま で
機 関 の 名 称	公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 電 話 番 号 0 9 5 2 (9 7) 5 6 1 0
主たる事務所の住所	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田912番地
代 表 者 氏 名	理 事 長 王 丸 義 明
業 務 区 域	佐 賀 県 全 域
指 定 の 区 分	県 知 事 指 定
取 り 扱 う 建 築 物 等	同一敷地内の床面積の合計が500㎡以内のもので、次の各号に掲げる建築物等に係る確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定。ただし、増築、改築にあつては、同一敷地内の既存建築物が次の各号のいずれかに該当する場合に限る。 (1) 法第6条第1項第2号又は第3号に係る建築物（法第20条第1項第4号建築物に限る。） (2) 法第6条第1項第1号又は第2号に係る建築物で法第6条の4第1項第1号又は第2号に規定する建築物 (3) (1)(2)に掲げる建築物の計画に含まれる法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第146条第1項各号に掲げる建築設備
実施する業務の態様	確認審査、中間検査及び完了検査